

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL 054-253-5580
 FAX 054-253-5589
 [インターネット]
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>
 静岡県国保連合会 | 検索

地域包括支援センター向け

《給付管理票と介護予防支援費・ケアマネジメント費の審査支払いについて》

本年4月から、すべての保険者で介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、各地域包括支援センターにおかれましては、給付管理票及びサービス種類に応じて、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費の請求を国保連合会へ提出いただいております。（一部保険者を除く）

今回、介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費それぞれの国保連合会における審査支払いについて説明いたします。（介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費で取扱いに相違があります）

『介護予防支援費』

給付管理票と介護予防支援費について、それぞれ審査（一次チェック・資格審査）を行い不備がない場合に、両者を突合し、介護予防支援費が支払いに至ります。

★Point 給付管理票が決定されない限り、介護予防支援費の支払いはされません。
 給付管理票と介護予防支援費は必ずセットになります。

『介護予防ケアマネジメント費』

給付管理票と介護予防ケアマネジメント費について、それぞれ審査（一次チェック・資格審査）を行い不備がない場合に、両者を突合し、介護予防ケアマネジメント費が支払いに至ります。ただし、突合不可の場合においても介護予防ケアマネジメント費は支払われます。

★Point 給付管理票が決定されなくても介護予防ケアマネジメント費は支払われます。
 給付管理票と介護ケアマネジメント費は必ずしもセットになりません。

◎介護予防ケアマネジメント費には、給付管理票を必要としないもの（簡略化したケアマネジメント・初回のみ）があるため給付管理票がなくても介護予防ケアマネジメント費は支払われます。

ただし、給付管理票と介護予防ケアマネジメント費が突合できた場合には、両者のサービス内容を確認し、相違がある場合には介護予防ケアマネジメント費は支払われません。

《給付管理票》
 ○○事業所 介護予防サービス ○○単位
 （総合事業サービスの記載なし）



《介護予防ケアマネジメント費》

※給付管理票と介護予防ケアマネジメント費を突合したところ、給付管理票のサービス内容から、介護予防ケアマネジメント費ではなく、介護予防支援費に該当する場合、介護予防ケアマネジメント費の支払いは行われません。

給付管理票の修正・取消の場合も、介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費の取扱いに相違がありますので御注意ください。

給付管理票の修正・取消により介護予防支援費の自動取下げとなりますが、介護予防ケアマネジメント費は取下げができません。

介護予防ケアマネジメント費を取下げする場合は過誤調整が必要です。

請求事務を担当される方は、御一読ください。